

旭市復興推進計画

千葉県旭市

1. 計画の区域

旭市全域

2. 計画の目標

市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、必要な住宅を確保する。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

東日本大震災により住宅を失った者等に対して、罹災者公営住宅を整備するとともに、既存の市営住宅のストックを活用し、住宅の供給を促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 罹災者公営住宅等供給事業

① 復興推進事業の内容

旭市全域において、東日本大震災により住居を失った者等（以下「被災者等」という。）に対して住居を提供するため、公営住宅を建設し、平成 26 年度までに合計 33 戸の公営住宅を提供する。

事業期間：平成 26 年度末まで

この際、被災者等について、旭市公営住宅（既存のものを含む。）の入居資格要件について、上記期間が満了するまでの間、入居資格要件のうち住宅困窮要件を満たせば入居可能とする。

② 実施主体

旭市

③ 特別の措置の内容

被災者等が、復興推進計画の区域内において、当該計画を作成した認定地方公共団体により賃貸される公営住宅に入居しようとする場合には、当該計画に定める公営住宅の建設等に要する期間が満了するまでの間、住宅困窮要件を満たせば入居可能とする。

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、安心して住み続けることができる住宅環境を供給することができる。

このことにより、市民が災害に負けない夢と希望と誇りを持って暮らし続けることができる地域社会を創造する。

6. その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、千葉県の意見を聴取した。